基礎年金番号

様

ご家族の国民年金保険料を納付している方へ
＝ご家族の保険料も控除の対象となります＝

世帯主は、家族の国民年金保険料を連帯して納付する義務があります。また、夫婦も互いの保険料を連帯して納付する義務があります。連帯納付義務者が納付した国民年金保険料は、納付した方が申告することができます。

# 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名　　様

**再発行**

あなたが、　　年中（1月1日から　　月　　日）に納付した国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証明日：　　年　　月　　日

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

## 年中の納付済保険料額

| | | |
|---|---|---|
| ①納付済 | 納付済保険料額の証明額 | 円 |

（ご参考1）

| | | |
|---|---|---|
| ②見込額 | 証明日後から、　　年中に納付が見込まれる保険料額 | 円 |
| ③合計額 | 見込額を含む合計額（①納付済＋②見込額） | 円 |

左記の「①納付済」欄の証明額は、　　年1月1日から12月31日まで（または証明日まで）の間に納付していただいた保険料額の総額です。

左記の「②見込額」欄の額は、証明日時点での納付方法で引き続き年末までに納付いただいた場合の保険料額を表示しています。

左記の「③合計額」欄の額は、「①納付済」欄の額に「②見込額」欄の額を加えた額です。この「③合計額」または「①納付済」欄の額で申告される場合は、申告書にこの証明書を添付等していただければ、領収証書の添付等は必要ありません。

「②見込額」について

※　以下の場合は、②見込額を表示しておりませんのでご了承ください。
- 既に他の年金制度（厚生年金保険等）の被保険者となっている場合
- 年度末までの保険料を前納されている場合
- 保険料の未納期間があるなど、今後の納付が予測できない場合　など

なお、1月下旬以降の再発行につきましては、前年分の納付済額が確定していますので、この場合も見込額は表示されません。

（ご参考2）

上記「①納付済」欄の証明額は、下記の「済」で表示した月分の保険料額を合計しています。

また、「②見込額」欄の額は、「見」で表示した月分の保険料額の合計額です。

※　保険料の納付期限は、翌月末日（末日が休日等の場合は翌々月の最初の営業日）です。

| 年＼月 | 納付対象月 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 1 2 3 | 4 5 6 | 7 8 9 | 10 11 12 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

○口座振替で毎月納付されている方へ

保険料の納付期限は、翌月末日（末日が休日等の場合は翌月最初の営業日）です。このため、11月分保険料（早割の方は12月分保険料）の納付期限は、12月31日が休日のため、翌年最初の営業日（1月4日など）となりますので、その保険料は、この証明の対象とはなりません。（翌年分の控除対象となります。）

◎社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ

左上の「①納付済」欄の額または、「③合計額」で申告される場合は、申告書を提出する際に、この証明書を添付等していただければ、領収証書の添付等は必要ありません。

ただし、12月31日までの間に、左記の「済」または「見」以外の月分の保険料を納付していただいた場合は、その額を左上の「①納付済」欄の額（②見込額がある場合は、「③合計額」の額）に加算した額を申告してください。その際は、加算した分の領収証書も添付等が必要となります。